

意第 2 号

ウイルス性肝炎・肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業が行われているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アノログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額の医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を來している。

また、障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準は、患者の実態に沿ったものとなつておらず、生活支援の実効性を發揮していないとの指摘が肝炎対策協議会においてもなされているところである。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっているが、国においては肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援の制度について何ら具体的な措置を講じておらず、ウイルス性肝炎・肝硬変・肝がん患者への支援の拡大・強化の実現は、一刻の猶予もない課題である。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法においては、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について何ら具体的な措置を講じていない。

よって、国におかれでは、下記事項を実施されるよう強く要望する。

記

- 1 ウィルス性肝炎を含む肝炎医療に関する医療費助成制度を創設すること。
- 2 ウィルス性肝炎が原因である肝硬変・肝がん患者の治療に対する医療費助成制度及び生活支援のための制度を早期に創設すること。
- 3 肝疾患に係る障害認定の基準を緩和し、早急に患者の実態（特に肝硬変・肝がん患者の病態）に応じた障害者認定制度に改めること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月28日

衆議院議長 伊吹 文明 様
参議院議長 山崎 正昭 様
内閣総理大臣 安倍 晋三 様
財務大臣 麻生 太郎 様
総務大臣 新藤 義孝 様
厚生労働大臣 田村 勝久 様
内閣官房長官 菅 義偉 様

姫路市議会議長 尾関 善之

意第 3 号

京都府におけるウイルス性肝炎検査体制の拡大強化を求める意見書（案）

日本におけるB型肝炎、C型肝炎患者の多くは、完血による輸血、医療機関による注射器や注射針の使い回し、学校等の集団予防接種での注射器等の使い回し、ウイルスに汚染された血液製剤の使用などにより感染している。いわゆる「医原病」の被害者である。

ウイルス性肝炎は、多くの場合感染後も自覚症状がないことが多いため、適切な時期に治療を受ける機会がなく、本人が気づかないうちに肝硬変や肝がんへ移行する感染者が多くいる。

そのため、国は肝炎対策基本法を定め、医療費助成など「肝炎治療促進のための環境整備」、診療体制の整備・拡充など「肝疾患診療体制の整備、医師等に対する研修、相談体制整備などの患者支援等」、肝疾患の新たな治療法等の研究開発「研究の推進」と共に、肝炎ウイルス感染者の早期発見のため、「肝炎ウイルス検査の促進」にも取り組み、「保健所等における肝炎ウイルス検査の受診勧奨と検査体制の整備」、「市町村における肝炎ウイルス検査等の実施」を進めています。

しかし、京都府において肝炎ウイルス検査の受検状況は、大きく遅れしており、早急に対策を講じ、すべての府民が、一刻も早く肝炎検査を受け、感染している方を適切な治療に結びつけることが求められている。

そのため、京都府が特定感染症検査等事業として実施している保健所での肝炎ウイルス検査と医療機関への無料検査委託の体制を抜本的に強化することが求められています。

よって、京都府におかれましては、下記事項を実施されるよう強く要望する。

- 1 京都府の保健所で実施される特定感染症検査等事業による「肝炎ウイルス検査」の実施日、時間を拡大すること。
- 2 58医療機関にとどまっている医療機関への無料肝炎検査の委託を全医療機関規模に拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月28日

京都府知事

山田 啓二 様

舞鶴市議会議長
尾関 善之